

## 山口市基幹型地域包括支援センター職員証に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する山口市基幹型地域包括支援センターの職員（以下「職員」という。）に対し交付する職員証に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「山口市基幹型地域包括支援センターの職員」とは、高齢福祉課包括支援担当、包括支援徳地担当及び包括支援阿東担当に配属された市職員、または、市長から山口市基幹型地域包括支援センター及び各分室（以下「地域包括支援センター」という。）の職員として辞令を交付された次の者とする。

- (1) 社会福祉法人等から出向により、地域包括支援センターに勤務している職員。
- (2) 嘱託職員として地域包括支援センターに勤務している職員。

### (交付)

第3条 市長は、職員であることを明らかにし、業務の適正な執行を図るため、職員に対し職員証(様式第1号)を交付する。

### (携行及び提示)

第4条 職員は、その身分を証するため、公務中は必ず職員証を携行し、提示を求められたときは、職員証を提示しなければならない。

### (守秘義務)

第5条 職員は、要生活支援高齢者及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を除いた後も同様とする。

### (再交付)

第6条 職員証を紛失し、若しくはき損し、又は職員証の記載事項に変更が生じたときは、職員証再交付申請書（様式第2号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、職員証の記載事項に変更が生じた場合を除き、その実費を弁償しなければならない。

### (禁止行為)

第7条 職員は、職員証に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること
- (2) 記載事項を改ざんすること
- (3) 不正に使用すること

(返還)

第8条 職員が退職、免職又は死亡した場合は、本人又はその遺族は、職員証を市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。